

平成23年度 国民健康保険料の計算式(12ヵ月分)です

医療分・介護分の
保険料と
最高限度額を
改定しました



保険料=医療分保険料+支援分保険料+介護分保険料

種別	医療分	支援分	介護分
所得割額 (金額は下記参照)	①	②	③
均等割額 (1人あたり)	23,520円	8,040円	7,320円
平等割額 (1世帯あたり)	21,960円	6,840円	4,680円
合計	医療分保険料	支援分保険料	介護分保険料
最高限度額	51万円	14万円	12万円

支援分とは 0~74歳の人で、後期高齢者医療制度を支援する保険料

介護分とは 40~64歳の人で、介護保険制度を支える保険料(65歳以上の人の介護保険料は国民健康保険料とは別徴収)

保険料の
軽減はあつて



「ちょっとを
じつぱら見て

所得割額の計算

右記の計算式で算出します

平成22年1月1日~
12月31日までの
総所得金額など

基礎控除額
33万円

×医療分料率 9.4% = ①
×支援分料率 3.4% = ②
×介護分料率 2.7% = ③

所得の例 給与所得は、給与収入 - 給与所得控除 ▶ 公的年金雑所得は、公的年金収入 - 公的年金控除 ▶ その他の所得は、収入 - 必要経費

均等割額・平等割額の軽減

【対象】世帯主(国保加入者でない世帯主を含む)と世帯に属する国保加入者の前年中の総所得合計額などが国の定める基準額(下表)を下回る世帯。ただし、後期高齢者医療制度に移行した人がいる世帯は、特定同一世帯所属者の所得も含めます。

【内容】

世帯の種類	軽減基準所得	軽減割合
通常の世帯	33万円以下	8割
	33万円 + (世帯主を除く国保加入者数 × 24万5,000円) 以下	6割
	33万円 + (国保加入者数 × 35万円) 以下	2割
後期高齢者医療制度に移行した人がいる世帯	33万円以下	8割
	33万円 + [(世帯主を除く国保加入者数 + 世帯主を除く特定同一世帯所属者数) × 24万5,000円] 以下	6割
	33万円 + [(国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) × 35万円] 以下	2割

「特定同一世帯所属者」…後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険被保険者の資格を喪失し、世帯主(継続して同じ世帯主であること)と継続して同一世帯に属している人。ただし、後期高齢者医療の資格取得の属する月から5年を経過する月までに限る。

失業者の軽減

【対象】倒産や解雇など自分の意思と関係なく職を失った国保加入者またはこれから加入する、次のすべてを満たす人

- 離職日が平成21年3月31日以降
- 離職日時点で65歳未満
- 雇用保険受給資格者証の離職理由コード番号が「11. 12. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34」

【内容】離職日の翌日の属する月から翌年度3月分まで、失業者の前年の給与所得のみを100分の30に減額し算出 ▶ 平成22年度の保険料から軽減

※届出必要

減免

次のいずれかに該当し、かつ今後の保険料の納付が困難になった人(失業者に対する軽減該当者は除く)は、申請により減免を受けられる場合があります。

- 災害などに生活が著しく困難またはこれに準ずると認められる人
- 疾病などにより収入が著しく減少または多額の医療費を要した人
- 失業などにより収入が著しく減少した人

後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料

① 平等割額の軽減 (5年間)

【対象】国保加入者が後期高齢者医療制度への移行により、残りの加入者が1人になった世帯

【内容】

- 医療分と支援分の平等割額が半額(8、6、2割軽減該当の場合は、軽減後の平等割額が半額)
- ※該当世帯に軽減後の保険料を通知。手続き不要

② 扶養家族の減免 (当分の間)

【対象】職場などの健康保険(国保組合を除く)加入者が後期高齢者医療制度への移行により、新たに国保に加入することとなった65~74歳までの扶養家族

【内容】

- 扶養家族に係る所得割額が免除
- 扶養家族に係る均等割額が半額(8、6割軽減該当者は除く)
- 減免対象者のみの世帯は平等割額が半額(8、6割軽減該当者は除く)
- ※該当世帯に送付する申請書により申請が必要

国民健康保険のお問い合わせは、国保年金課の左記担当へ(ファックスは共通9342631)

- 保険料(料金)特別徴収…賦課担当 ☎9866660666
- 保険証交付加入するとき、やめるときなど…資格担当 ☎9866660666
- 納付(支払)証明や口座振替…総務担当 ☎9866660666
- 保険給付(高額療養費・出産育児一時金・葬祭費など)…給付担当 ☎9866660666
- 保険料のお支払…収納担当 ☎9866660666
- 保険事業…医療制度担当 ☎9866660666